

平成20年10月20日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

合併前の上越市の区域への地域自治区の設置について 1～5

企画・地域振興部

所管委員会	総務常任委員会
提出課	自治・地域振興課

合併前の上越市の区域への地域自治区の設置について

■ 制度案の骨子

1 地域自治区の設置

(1) 地域自治区の設置根拠

- 地方自治法第202条の4第1項に規定する地域自治区を市の全域に設置する。

(2) 地域自治区の区域及び名称

- 合併前上越市の地域自治区の区域は、自治的な活動が行われている範囲であり、概ね昭和の大合併前の市町村のエリアと重なる「地区」を基本とする。
- 但し、「地区」のうち、谷浜地区と桑取地区については、人口規模、地勢などを総合的に勘案し、両地区を一つの区域とする地域自治区を設置するものとする。
- 具体的には、「高田区」「新道区」「金谷区」「春日区」「諏訪区」「津有区」「三郷区」「和田区」「高士区」「直江津区」「有田区」「八千浦区」「保倉区」「北諏訪区」「桑取・谷浜区」を設置する。

(3) 住所の表示

- 住所を表示する際には、地域自治区の名称を冠しないこととする。
 - ・ 地方自治法上、合併前上越市の区域では、制度の導入に伴い住所の表示に地域自治区の名称を冠することはできない。名称を冠するためには、町名・字名の変更が必要となる。

《区域のイメージ》



2 地域自治区の事務所

(1) 事務所に分掌する事務

- 事務所には、「市民本位の市政」及び「自主自立のまちづくり」の推進の観点から、以下の事務を分掌する。
 - ・ 地域協議会に関する事務
(例) 会議開催準備、協議事項・資料の整理、議事録作成、諮問・答申や意見書に係る担当課との連絡調整 等
 - ・ 地域振興に関する事務
(例) 地域コミュニティ団体の活動支援、各種団体と行政との連携 等
- ※ その他の行政サービスは、これまでどおり各課が担当する。

(2) 事務所の所管区域及び位置

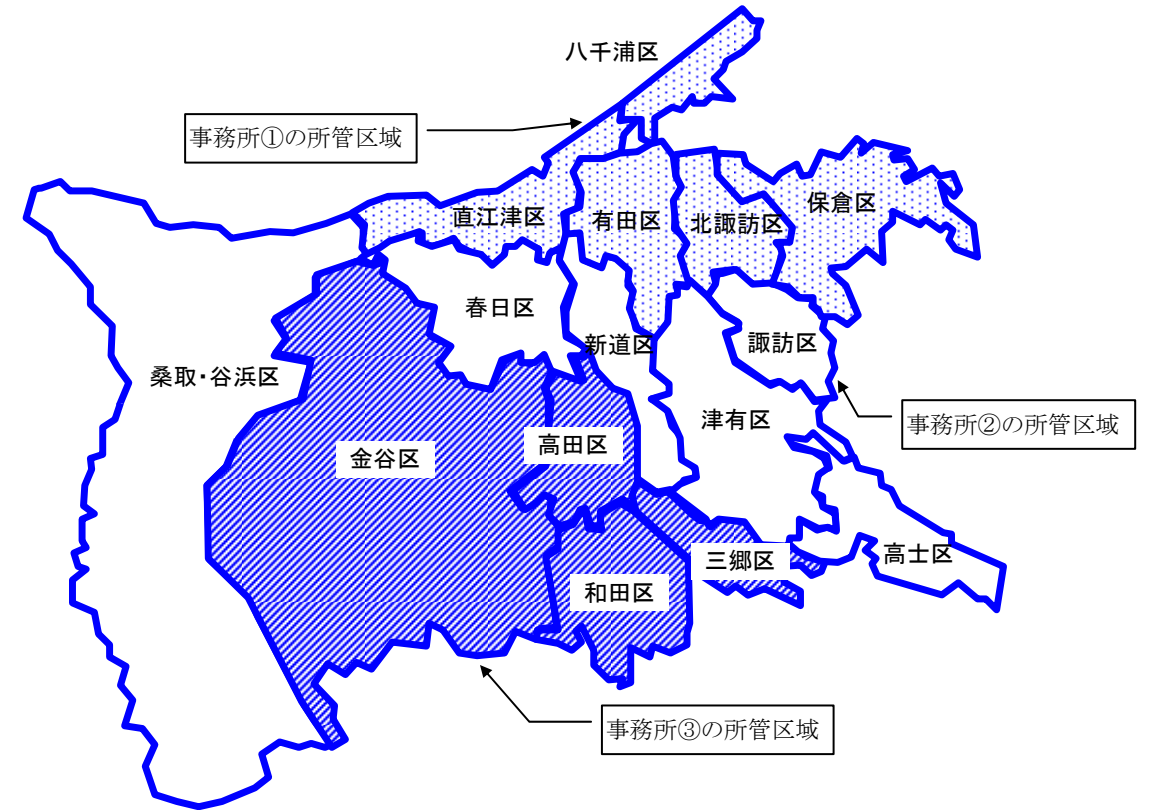
- 一つの事務所に複数の地域自治区を所管するものとする。
- 事務所の数は、「所管する区域数、事務所ごとの事務量」、「地理的連続性」、「市民の利便性（交通の便等）」等を総合的に勘案し、3ヶ所に設置するものとする。
- 事務所は、所管区域において拠点となり得る既存の施設に置くこととする。具体的には、①レインボーセンター又は直江津地区公民館、②市役所本庁又は春日謙信交流館、③雁木通りプラザ又は高田地区公民館に事務所を置くことを想定し、今後さらに検討を加えた上で決定する。
- 上記①から③の事務所は、それぞれ5区、6区、4区の区域を所管するものとする。
- 事務所の名称は、引き続き検討を行う。

事務所を置く施設（案）	所管する地域自治区の区域（案）
①レインボーセンター又は直江津地区公民館	直江津区、有田区、北諏訪区、保倉区、八千浦区 (5区) 【5区の人口：計41,893人】
②市役所本庁又は春日謙信交流館	新道区、春日区、津有区、高士区、諏訪区、桑取・谷浜区 (6区) 【6区の人口：計38,848人】
③雁木通りプラザ又は高田地区公民館	高田区、金谷区、三郷区、和田区 (4区) 【4区の人口：計53,112人】

※人口は平成20年8月31日現在住民基本台帳人口

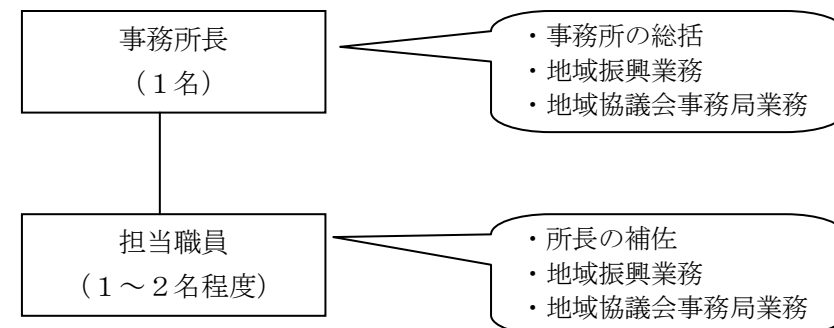
- 各区の地域協議会の会議の開催場所は、当該区域内にある公共施設を基本とする。

《事務所の所管区域のイメージ》



(3) 事務所の職員配置

- 各事務所に所長を1名置く。所長は事務所が所管する地域自治区の事務所長となる。
- 各事務所には、所掌事務に専ら従事する職員を1～2名程度置く（職員数は各事務所が所管する地域自治区の数等により決定する）。これらの職員は事務所が所管する地域自治区を担当し、必要に応じて各区に出向くものとする。
- 職員体制は、以下のイメージに基づき検討を行う。



3 合併前上越市の地域自治区における地域協議会

(1) 名称

- 地域協議会の名称は「〇〇区地域協議会」とする。
(例) 高田区地域協議会

(2) 委員の定数

- 委員の定数の考え方は次のとおりとする。
 - ・ 最小の定数は、会議体として必要な人員を確保する必要があることを踏まえるとともに、最少の定数を12人(上限数)としている市町村議会議員の定数を参考に、12人とする。
 - ・ 最大の定数は、地域協議会は会議体として一つの結論を導き出す必要があることを踏まえ、円滑な審議が可能な人数等を考慮して20人とする。
 - ・ 上記の最小と最大の人数の範囲で、13区の地域協議会の委員定数とのバランスを考慮し、定数を設定する。

人口	定数案	現行定数 (13区)	市町村議会議員 定数(上限数)
2,000人未満	12人	12人~14人	12人
2,000人以上5,000人未満			14人
5,000人以上10,000人未満	16人	16人~18人	18人
10,000人以上15,000人未満	18人	18人	22人
15,000人以上20,000人未満		—	
20,000人以上	20人	—	26人

- 上記の考え方を適用し、それぞれの地域協議会の委員の定数を下表のとおり定める。

地域自治区	人口*	委員の定数	地域自治区	人口*	委員の定数
諏訪区	1,136人	12人	和田区	5,807人	16人
三郷区	1,406人	12人	新道区	8,951人	16人
高士区	1,669人	12人	有田区	13,626人	18人
北諏訪区	1,927人	12人	金谷区	14,509人	18人
桑取・谷浜区	1,994人	12人	直江津区	19,546人	18人
保倉区	2,447人	12人	春日区	19,818人	18人
八千浦区	4,347人	12人	高田区	31,390人	20人
津有区	5,280人	16人	合計	133,853人	224人

※人口は平成20年8月31日現在住民基本台帳人口

(3) 地域協議会の権限

- 地域協議会の権限は、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条に定めるとおりとする。
 - ・ 地域協議会は、地域自治区の区域に係る事務などのうち市長や教育委員会から諮問された事項について審議し、意見を述べることができる。
 - ・ 地域自治区の区域内の施設の設置・廃止・管理の在り方、総合計画のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - ・ 地域協議会は、地域自治区の区域内の課題について自主的な審議を行い、意見を述べることができる。

■ 今後のスケジュール、周知活動等

1 設置に向けた今後のスケジュール

- 合併前上越市の区域に地域自治区を設置するための制度案については、平成20年度中の確定を目指す。
 - ・ 「上越市地域自治区の設置に関する条例」の改正案は、平成21年3月議会での上程を目指す。
- 当該制度については、平成21年10月の施行を目指す。
 - ・ 改正条例の施行期日（制度の導入時期）については、地域協議会委員の選任投票を市長選挙と同時に行うという考え方にに基づき、平成21年10月とする。

2 市民への周知・説明の取組等について

(1) これまでの取組経過

①NPO法人等との意見交換

- ・ 地域自治区制度を活用したまちづくりの具体的なイメージを形成し、同制度の導入についての関心を高めるため、合併前上越市を中心に活動しているNPO法人等の代表者・事務局と意見交換を実施。（平成20年10月16日現在で18団体を訪問）【今後も継続】
- ・ 制度のねらいや仕組みについて概ね理解をいただき、一定の期待感やより実効性の高い仕組みとするための前向きな提案を受けた。

※ 意見交換の中で寄せられた主な意見は以下のとおり。

■制度全般に対する期待

- ・ 町内会の範囲を超えて、区単位で様々な担い手が同じテーブルについて地域のまちづくりを議論しやすくなる。
- ・ 身近な地域への関心の低さや、町内会長へのお任せ意識がみられる中で、地域のことについて関心を高めるきっかけとなる。
- ・ それぞれの地域で、問題意識やアイデアを持ち、意欲的な活動に取り組んでいる人材の活躍の場が増える。
- ・ 女性のまちづくりや市政への参画の機会が拡大される。
- ・ 住民に対して、地域や市政に関する情報が伝わりやすくなる。
- ・ バラバラで活動している団体が連携するきっかけづくりができる。
- ・ 自治区の事務所職員が地域づくりのコーディネーター役や、身近な相談窓口として機能すれば、市民生活やまちづくりの観点から利便性が向上する。

■制度設計上の課題

- ・ 地域協議会の人材確保及び委員構成のバランス確保。
- ・ 実のある議論ができるような運営面での環境づくり。
- ・ 地域自治区同士の連携や、複数の区をまたいだ問題への対応。
- ・ 地域エゴを顕在化することなく、地域の特色の発見と活用という視点をいかに持てるようにするか。
- ・ 地域自治区担当の職員の人材確保と育成・引継ぎ体制。
- ・ 地域自治区以外の関連施策をどうするか。

②町内会長連絡協議会への説明

- ・ 南・北町内会長連絡協議会の役員に対し、制度案を説明。
（平成20年10月6日（月）：17名出席）【必要に応じて今後も実施】

③市広報での定期的な情報発信

- ・ 地域自治区制度について、より多くの市民の認知度の向上等を図るため、市広報で「シリーズ 知って納得！地域自治区」を連載中。【今後も継続】

※広報での連載内容等は以下のとおり

回	掲載号	テーマ（タイトル）	市議会との議論の経過報告
1	8月15日号	自治基本条例と地域自治区制度	7月29日開催分
2	9月15日号	地域協議会はどんな活動をしているの？	9月1日開催分
3	10月15日号	13区の地域協議会の活動事例紹介	

④ケーブルテレビ・ラジオでのPR活動

- ・ FM-J、有線放送、JCVでの市広報枠を利用し、地域自治区制度の必要性についてPRを実施。（9月下旬～10月中旬に実施）【今後も継続】

⑤リーフレット・ポスターの作成・配布・掲示

- ・ 地域自治区制度についての認知度の向上を図るため、公共施設などでリーフレットとポスターを配布・掲示しPRを実施。(10月より配布)【今後も継続】

⑥イベント等でのPR活動 (PRキャラバンの実施)

- ・ 地域自治区制度についての認知度の向上を図るため、城下町高田花ロード、観光物産展など各種イベント会場等でPR活動(リーフレット配布等)を実施。【今後も継続】

⑦上越タイムス「上越市民の窓」の活用

- ・ 制度に対する認知度の向上等を図るため、導入に向けた取組状況について紹介。(10月17日(金)掲載)【今後も継続】

⑧市ホームページでの周知

- ・ 市ホームページに総務常任委員会(所管事務調査)への提出資料等を掲載。【今後も継続】

(2) 今後の取組

○ 合併前上越市における地域自治区を語る会の開催

- ・ 制度案について、広く市民に説明し、意見を聴くための会を開催する。
- ・ 11月下旬に合併前上越市の3会場で開催予定。

回	日時	会場
1	11月23日(日) 14:00~	雁木通りプラザ
2	11月24日(月・休) 14:00~	レインボーセンター
3	11月29日(土) 14:00~	春日謙信交流館